

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成24年4月3日
【会社名】	株式会社フュートレック
【英訳名】	FueTrek Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤木 英幸
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区西中島六丁目1番1号
【電話番号】	06-4806-3112(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部本部長 嶋田 和子
【最寄りの連絡場所】	大阪市淀川区西中島六丁目1番1号
【電話番号】	06-4806-3112(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部本部長 嶋田 和子
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 0円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額 の合計額を合算した金額 110,604,375円

- (注) 1. 本募集は、平成23年6月17日(金)開催の当社第11期定時株主総会の決議並びに平成24年3月15日(木)及び平成24年4月3日(火)開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションを目的として、新株予約権を発行するものであります。
2. 募集金額は、ストックオプションとしての目的で発行することから無償で発行するものといたします。
3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新予約権の割当対象者がその権利を喪失した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年3月15日に近畿財務局長に提出した有価証券届出書及び平成24年3月27日に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成24年4月3日に「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」及び「新規発行による手取金の額」が確定しましたので、これらに関する事項を訂正するために有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権証券（第2回新株予約権証券）
 - (2) 新株予約権の内容等
- 2 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(第2回新株予約権証券)】

(2)【新株予約権の内容等】

(訂正前)

新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して出資の目的は金銭とし、その価額は、 <u>新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とします。</u> 行使価額は、 <u>割当日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げます。ただし、その金額が割当日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値。)を下回る場合は、割当日の終値とします。(注)2.</u>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金113,662,500円 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、 <u>本有価証券届出書提出時の見込額であります。</u>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格： 1株あたりの発行価格は <u>行使価額と同額とします。</u> 2. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項： 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い、算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

(訂正後)

新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して出資の目的は金銭とし、その価額は、 <u>新株予約権1個当たり126,405円(1株当たり126,405円)とします。(注)2.</u>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金110,604,375円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格： 1株あたりの発行価格は <u>126,405円とします。</u> 2. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項： 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い、算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)(注)1.	発行諸費用の概算額(円)(注)2.	差引手取概算額(円)
113,662,500	1,500,000	112,162,500

(注)1. 払込金額の総額は新株予約権の行使による払込金額の総額であり、本有価証券届出書提出時の見込額を記載していません。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び新株予約権がその権利を喪失した場合には、払込金額の総額は減少いたします。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(訂正後)

払込金額の総額(円)(注)1.	発行諸費用の概算額(円)(注)2.	差引手取概算額(円)
112,104,375	1,500,000	110,604,375

(注)1. 払込金額の総額は新株予約権の行使による払込金額の総額であります。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び新株予約権がその権利を喪失した場合には、払込金額の総額は減少いたします。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。